

薩摩川内市教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	薩摩川内市教育委員会
任命権者	薩摩川内市教育委員会
計画期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日（2年間）
薩摩川内市市教育委員会における障害者雇用に関する課題	<p>薩摩川内市教育委員会は、薩摩川内市（認定地方機関）と薩摩川内市教育委員会（その他機関）に係る地方公共団体の機関の特例について認定を受けていることから、市長事務部局と教育委員会を合算し、法定雇用率の算定を行っている。</p> <p>薩摩川内市教育委員会においては、市長事務部局と連携を図りながら法定雇用率の充足に努めていく。</p> <p>また、毎年度の当計画の実施状況の点検及び点検結果を踏まえた必要な対策を行う。</p>
目標	
① 採用に関する目標	市長事務部局等と、薩摩川内市として合算して法定雇用率を達成する。
② 定着に関する目標	なし
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、部内会議により周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3箇月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が主催する公務部門向け障害者職業生活相談員認定講習を受講させる。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

<p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員・会計年度任用職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、加重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を外す。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること。」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
<p>4 その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薩摩川内市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。